

## ○瑞浪市人権施策推進ネットワーク会議要綱

平成 29 年 3 月 27 日告示第 28 号

瑞浪市人権施策推進ネットワーク会議設置要綱（平成 23 年告示第 106 号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第 1 条** この要綱は、瑞浪市人権施策推進指針に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進することについて、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見又は助言を求めるため、瑞浪市人権施策推進ネットワーク会議（以下「推進会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

（意見等を求める事項）

**第 2 条** 市長が推進会議において、意見又は助言を求める事項は、次に掲げるものとする。

- （1） 市内で計画される人権事業に対する情報収集に関すること。
- （2） 人権尊重社会の実現を目的とする人権啓発事業の企画運営に関すること。
- （3） 人権関係諸団体との連携及び調整に関すること。
- （4） その他市長が必要と認めること。

（参加者）

**第 3 条** 推進会議の参加者は、人権問題に関する見識を有する者のうちから市長が依頼する。

2 前項の場合において、市長は、原則として同一の者に第 5 条に規定する開催期間中継続して推進会議への参加を依頼するものとする。

（運営）

**第 4 条** 推進会議の参加者は、その互選により推進会議の会議（以下この条において「会議」という。）を進行する座長を定める。

2 市長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席者を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（開催期間）

**第 5 条** 推進会議の開催期間は、2 年間を目途とする。

（庶務）

**第 6 条** 推進会議の庶務は、生活安全課において処理する。

（その他）

**第 7 条** この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。